令和３年　第２回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第１号	1	農地法第３条による許可申請について	R3.2.1	許可
	2	農地法第３条による許可申請について	R3.2.1	許可
	3	農地法第３条による許可申請について	R3.2.1	許可
議案第２号	1	農地法第４条による許可申請について	R3.2.1	承認（進達）
	2	農地法第４条による許可申請について	R3.2.1	承認（進達）
議案第３号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について（賃借権）	R3.2.1	承認
議案第４号	1	非農地証明願いについて	R3.2.1	許可
	2	非農地証明願いについて	R3.2.1	許可
報告	1	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について	R3.2.1	受理
報告	2	農地転用不要届	R3.2.1	受理

令和３年　　第２回農業委員会総会議事録

１・会議名　　有田町農業委員会　第２回総会
２・日　時　　令和３年２月１日（火）　　午後１５時００分～１５時５６分
３・場　所　　有田町庁舎３階　第４・５会議室
４・付議事項

日程第１　議事録署名委員の指名
日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について　３件
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について　２件
議案第３号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について　１件
議案第４号　非農地証明願いについて　２件
報 告 事 項　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について　１件
報 告 事 項　農地転用不要届出について　１件

その他　人･農地プランの実質化について
農業者と農業委員会との意見交換会について
空き物件に附随する農地について
農業委員等の任期満了に伴う改選について

５・出席者
農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻　宗代	4	○	田代　美由紀	7	○	廣　　和隆
2	○	古川　法秋	5（会長）	○	藤　　俊信	8	○	堀　　哲男
3	○	山口　輝雄	6	○	山口　則久	9（副会長）	○	岩永　嘉之

最適化推進委員　　福島晴人

農業委員会事務局　　山口政幸　　永尾由美子　　前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から令和３年第２回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日は雨で農作業も出来ず農業委員会には適した日で、お集まり頂きありがとうございます。我々の任期が２・３・４月の半月という事で身近に迫って来ました。事務局としてはですね、人選がどこからもなかなか上がってこないという事で月末を迎えたと聞いています。終了後、最終的なところを事務局の方から説明があるかと思います。

本日も最後までよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。

只今の出席委員は９名中９名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則第３条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長にお願いいたします。

○議　長（会長）

日程第１議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第９条第１項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、７番（廣　和隆）、８番（堀　哲男）委員にお願いします。

審議に入る前に報告事項合意解約を先に行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ４１報告事項　をお開き下さい。

○○○さんと○○○さんで結ばれていました契約を双方合意にて解約されます。

同じく、○○○さんと○○○さんで結ばれていました契約を双方合意にて解約されます。

以上報告します。

○議　長（会長）

報告事項の合意解約について説明が終わりました。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
無いようですので、続きまして、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用不要届の報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ４２報告事項をお開き下さい。
～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

報告事項の説明が終わりました。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
無いようですので、これで報告事項を終了します。
日程第２議案第１号農地法第３条規定による申請１番について議題とします。
申請１番に関しましては、私の家族の案件となりますので議事進行に関しまして副会長にお願いし一時退席します。

≪会長退席≫

○副会長（職務代理者）

それでは、再開します。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１が申請内容で、Ｐ２に位置図、Ｐ３から航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
先ほど 18 条合意解約された農地となります。

面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われますので、農地法第３条の２項の許可条件は満たしています。

○副会長（職務代理者）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○６番委員

先ほど報告事項でありました合意解約の農地となります。
申請地は○○○で、○○○宅の○○○２筆と道沿いに５００メートルほど行った道路沿いに３筆。３筆となっていますが、１枚の圃場です。
利用権設定を解約し、所有権を移転されるという事で引き続き耕作されますので問題ないかと思われます。

○副会長（職務代理者）

現地確認の説明がおわりました。
質問のある方は挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問が無いようですので採決に移ります。
議案第１号農地法第３条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により許可されました。
会長の入室をお願いします。

≪会長入室≫

○議　長（会長）

再開します。
申請２番、申請３番は一括審議といたします。
採決は別々に行います。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

申請２番
議案書のＰ６が申請内容で、Ｐ７に位置図、Ｐ８から航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
先ほど１８条合意解約された農地となります。
申請３番
議案書のＰ１０が申請内容で、Ｐ１１に位置図、Ｐ１２に航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
多様な○○○事業を行われる○○○法人です。
今回の農地取得に関しましては、○○○にある○○○事業所○○○利用者
の方々の農作業における工賃アップ等を目的とし申請されます。
農地法３条において、○○○事業を目的として設立された○○○がその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は例外的に農地の所有が可能とされており、すでに○○○名義で農地を所有されています。
以上、２案件面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われますので、農地法第３条の２項の許可条件は満たしています。

○議　長（会長）

説明がおわりました。
申請２番から順に現地確認委員の確認説明をお願いします。

○６番委員

申請２番は先ほど報告事項でありました合意解約の農地となります。
申請地は○○○で、○○○宅手前から○○○に抜ける道があり、途中の○○○前に圃場整備の縦道を４００メートルほど行ったところです。
圃場は１枚で割田になっています。Ｐ９の航空写真を見ていただくとわかりますように割田のうちに譲受人の○○○さんの名義もあり、耕作もされていて問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　長（会長）

私の担当地区でもありますので補足説明をしたいと思います。数年前から譲受人さんが耕作をされていて、申請地はご自宅の前付近にあるという事で移転の際は私にと言われていて今回の申請となりました。

○２番委員

申請３番は○○○地区になります。○○○・○○○施設の西側一体が申請地です。議案書の１２ページの航空写真をご覧ください。赤枠で示されている個所が今回購入予定の申請地となります。今現在も赤枠の場所の上あたりにはハウスも建ってあって色々な野菜を入居者の方か通所者の方かわかりませんが栽培の作業をされていました。ここは傾斜地で狭い田んぼや畑があって、実際農家の方がされるには険しく難しい所ではありますが、施設からも近く、有効活用でき大変いい事ではないかと思います。

○議　長（会長）

地元委員の堀委員補足説明がありましたらお願いします。

○８番委員

①から⑤は以前から耕作をしていまして、他上山地区にも圃場を借り受けて耕作をしていますが、行ったり来たりする時間がとられてしまい地元に相談をされたという事です。耕作目的でもあり何ら問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

事務局補足説明があればどうぞ。

○事務局

○○○で利用されるという事になるんですが、○○○事業所というのがですね、作業者の方々が働いて売り上げを皆さんで分配金という形で工賃としてもらわれ、障害のある方の働き甲斐とかそういったのを作ろうと推進をされているところです。今回、○○○の方から利用者さんが来られてですね作業されてその売り上げを作業者さんに分配されるという形になります。

○議　長（会長）

農業者年金の件を事務局説明してください。

○事務局

この案件に関しては、前任者から引継ぎにて聞いていました。譲渡人のお父さんが農業者年金を受給されるにあたり、後継者に移譲をするという事で受給を開始されています。通常老齢年金を受給した場合には農地の移転や転用は可能となりますが、経営移譲年金を受給された場合には内容によっては農地の移転等が最低１０年は出来ません。この１０年が１回目の設定と言われ、続けて１日以上の再設定をすることにより農地の移転等が可能となります。設定期間中に移転等を行えば、年金が支給停止となることから３条申請が出来ずにいたという事です。相続登記も終わられ、改めて申請されました。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
採決は申請２番から順に行います。
議案第１号農地法第３条の規定による申請２番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により許可されました。
続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による申請３番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により許可されました。
日程第２議案第１号農地法第４条規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１３が申請内容で、Ｐ１４に位置図、Ｐ１５に航空写真、Ｐ１６に土地利用計画図を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○６番委員

申請地は○○○の農地となります。国道２０２号線沿いの○○○先から役場裏の○○○線へとつながる町道があります。町道へ入った直ぐの町道沿いが申請地となります。昨年の４月でしたか、○○○の○○○の国道向かいにあるご自宅が火災にて焼失されています。申請の理由にも書いてありますように非常に狭く、よくここに建っとったねという感じです。申請地は耕作はされておらず、国道添いの土地に建てられるよりは良いのではないでしょうか。ご審議の程よろしくお願いします。

○議　長（会長）

地元委員さん補足説明はありますか。

○８番委員

連絡を受けていました。この土地は以前から所有されておりまして、家を造りなおすとお父さんが言われていました。特に問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第４条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第２号農地法第４条規定による申請２番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１８が申請内容で、Ｐ１９に位置図、Ｐ２０に計画図、Ｐ２１に航空写真、Ｐ２２から現地写真を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○６番委員

申請地は○○○の農地となります。現地確認時には通常使用する車から四駆に乗り換えて行かなければならないような場所でした。場所が説明しづらいので、Ｐ１９の位置図をご覧ください。申請地が赤枠にて囲われていて、○○○の○○○の交差点から西へ５００メートルほど行ったところから横道へはいります。道は整備されておらず、台風による倒木があったり道が一部崩れていたりと農地まで行って管理してくださいとは言えないような場所でした。周りは竹林や杉・ヒノキと山林で、問題はないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

○議　長（会長）

事務局長は地元ですが、補足はありませんか。
難儀なとこよね。

○事務局

はい。自己保全を一生懸命されています。

○８番委員

この道は下山から登って来る道かな。

○議　長（会長）

○○○から登った道を脇に入らんばもんね。上からは降りてはこられんろ。

○８番委員

まわりは山ばかりたいね。

○議　長（会長）

山ばかり。

○８番委員

道は軽トラック行くと。

○６番委員

前進してバックして前進してバックして行かんば。

○議　長（会長）

やむえんとこて思う。
他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第１号農地法第４条の規定による申請２番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成　申請２番は、許可相当として１５日に開催予定の常設審議委員会の意見を聞いたうえで県知事に意見書を送付いたします。
この案件は、３反を超えていますので、県の私たちが出ている会議の案件となりますので、事務局が出向き説明する事になります。
続きまして、議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請１番について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ２４からが申請内容で、Ｐ２９に航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議　長（会長）

説明がおわりました。
現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。
地区委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員

先程事務局からも説明がありましたが、楠の木ファームでは減反対象農地を借用しています。だいたい大豆、WCS で１６町と、県の公社を介したものを含めこの合計です。来年はまた来年で申請ばし直さんば必要があり面倒くさかですけど。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○７番委員

集団減反のごとグルっと回りよっと。

○農地利用最適化推進委員

集団は前からしよったけん。

○議　長（会長）

前からしよったもんの。

○８番委員

３年か４年で回いよっと。

○農地利用最適化推進委員

４８パーセントせんばけんだいたい２年ごとかな。

○７番委員

次回、来年またあるってことたいね。

○議　長（会長）

土地のかわるけんね。
他に質問はありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第３号要請１番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手を求めます。
全員賛成により要請１番は承認されました。
承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。
続きまして、議案第４号非農地証明願い申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ３０が申請内容で、Ｐ３１に位置図、Ｐ３２に航空写真、Ｐ３３から現地写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
家屋の新築に伴い、周囲の土地を整理されます。

○議　長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○３番委員

申請地は○○○の農地となります。○○○さんの自宅は、○○○線の○○○の手前から○○の方へ狭い道を１５メートル上った左側です。
３３ページの航空写真上の中央に大きな母屋がありますが解体してあって、家を新築する予定で地割りがしてあった状態でした。その周辺に畑とか田んぼがあって、ようするに家の前のところの畑とか手前に農機具小屋があるんですが、建物が一部畑にかかっていたりで始末書を出されているという事です。畑が３枚と、家の後ろの方に長い赤い枠で囲ってあるこれが元々田んぼであったという事です。形跡はなく、庭木が植わっていて田んぼとしては利

用できないという事です。新築するという事で、田んぼと畑を非農地にしたいというところで、何ら問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第４号申請１番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
全員賛成により申請１番について、許可されました
続きまして、議案第４号非農地証明願い申請２番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ３７が申請内容で、Ｐ３８に位置図、Ｐ３９に航空写真、Ｐ４０・Ｐ４１に現地写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
亡くなられたお父様から相続された農地の整理を行われています。

○議　長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○３番委員

申請地は○○○の農地となります。○○○の方から○○○の方へずっと向かって行くと川沿いに道がずっとあるんですけど、○○○さんの家の自宅の先ですけど、道下に畑が長くあるんですが畑か川か河川敷かようわからんような感じで畑としての機能してないような所でございました。これが番号で言えば４番です。それともう一つが、○○○の南側の駐車場がある所の手前ですかね赤枠で囲ってあるところで畑となっていますが何もつくられてはおらず「竹林」竹やぶになっていて畑としての機能はしてないというところでした。

○議　長（会長）

地区委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○７番委員

二、三日前でしたか連絡があり現地を見に行ってきました。先ほど説明がありました通り、畑はやぼのようになっていて竹林状態で畑では今後無理で

はと見てきました。もう一つはですよ、川沿いの道下に水田があるんですけど、水が来なく石もゴロゴロしていて水田には活用出来ないんじゃと思いました。

○議　長（会長）

質問がある方は挙手を持って質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第４号申請２番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
全員賛成により申請２番について、許可されました。
以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。（無の声あり）
これにて、令和３年第２回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は、３月１日（月）の予定です。

総会　１５時５６分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長　　署　名

署　名　　７番

署　名　　８番

書　記

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。
※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。